

# 令和5年度安城市下水道事業 排水設備工事指定工事店事務連絡会

令和5年11月29日(水)

安城市下水道課

# 本日の議事

- 排水設備工事等の注意事項
- 通知事項
- 下水道使用料等

# 排水設備工事等の 注意事項

## (1) 確認申請における グリストラップの資料について

- 申請時に必要なもの
  - ①カタログ
  - ②容量算定書
  - ③型番等が分かる写真（既設の場合のみ）
- 完了時に必要なもの
  - ①型番等が分かる写真（新設既設とも）
  - ②設置全景写真（新設の場合のみ）

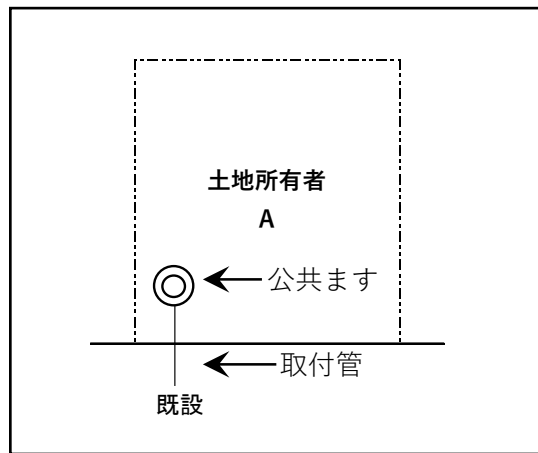
## (2) 屋外排水設備の基準外施工について

- 事務手続きマニュアルを確認すること

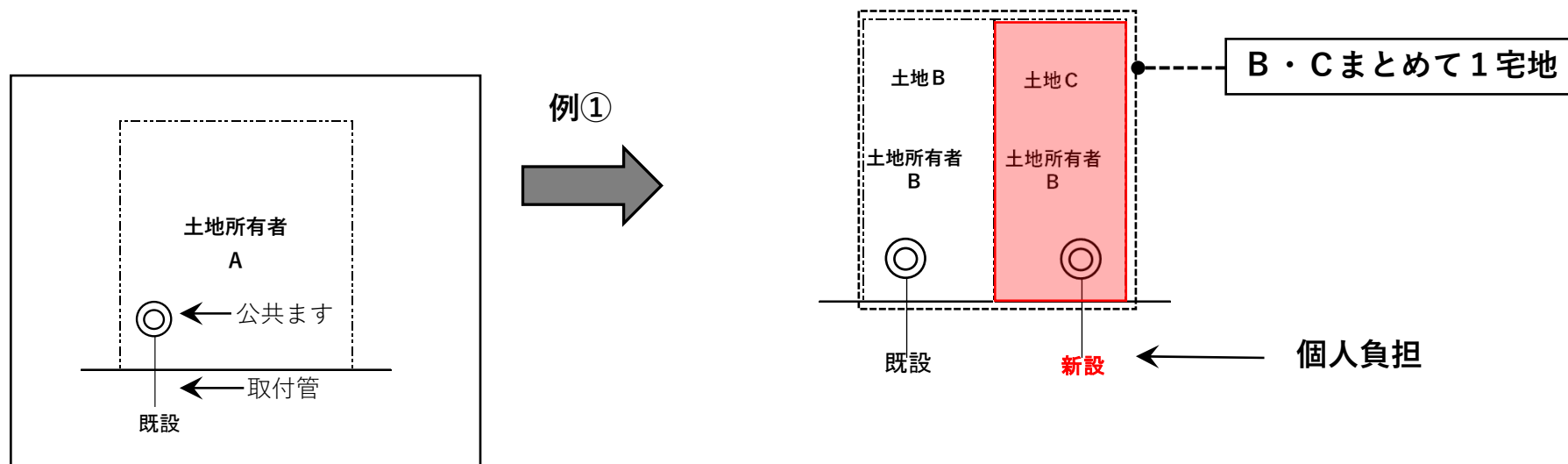
### よくある事例

- 土被りが不足している
- 合流点・屈曲点にますが無い

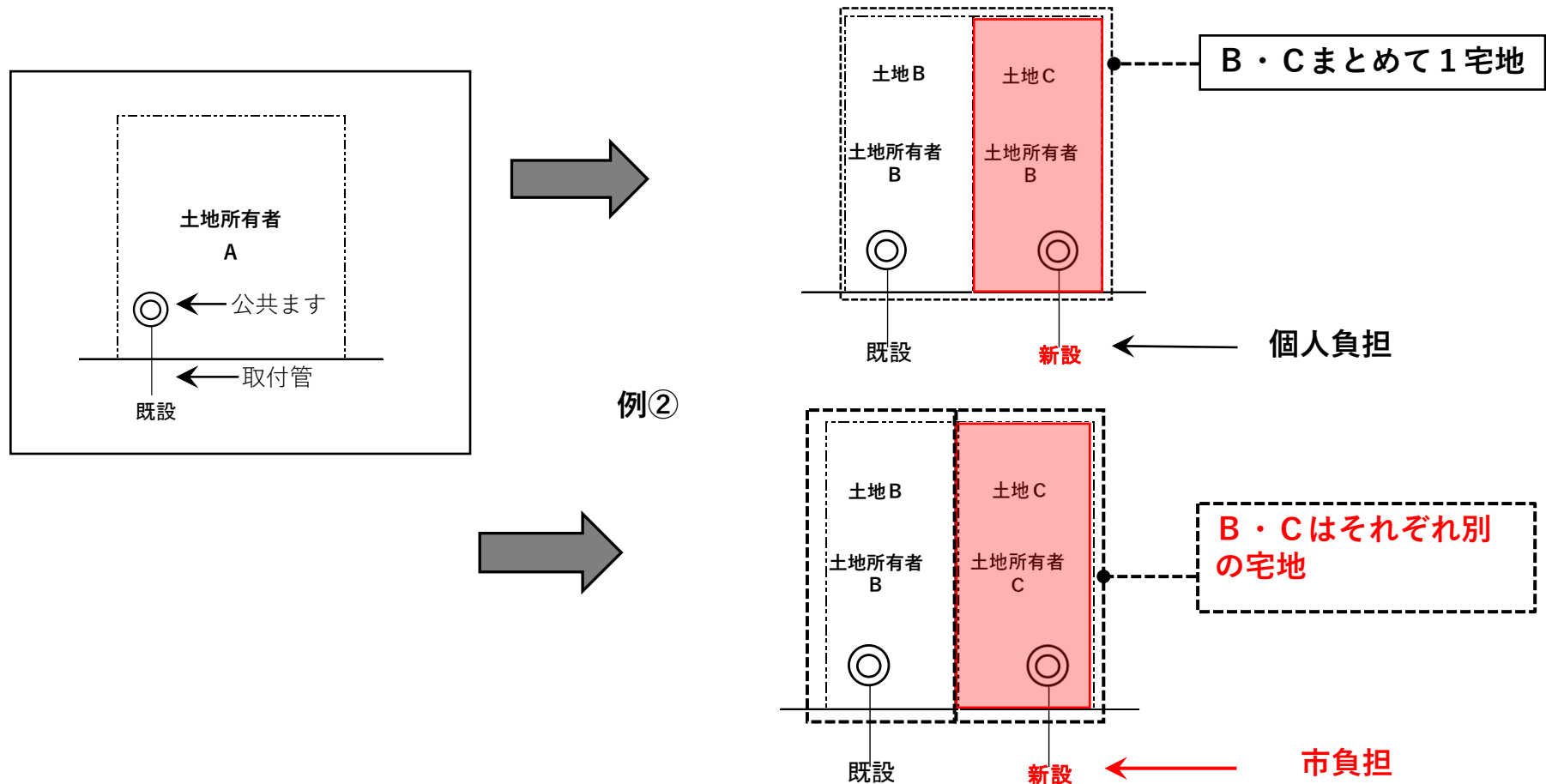
## (3) 公共ます等の費用負担について



## (3) 公共ます等の費用負担について



## (3) 公共ます等の費用負担について





## 費用負担の例外

### ①土地の面積

- ・ 1,500m<sup>2</sup>～：2箇所
- ・ 1,000m<sup>2</sup>～：3箇所
- ・ 1,500m<sup>2</sup>～：4箇所
- ・ 2,000m<sup>2</sup>～：5箇所（※5箇所が上限）

### ②既存住宅の形状

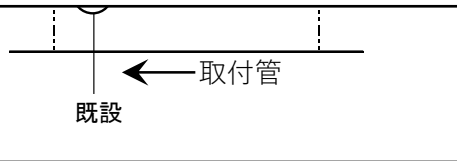
- ・ 既存住宅の形状等の問題で排水を1箇所にまとめられない場合、2箇所目を市負担で設置できます。

## (3) 公共ます等の費用負担について

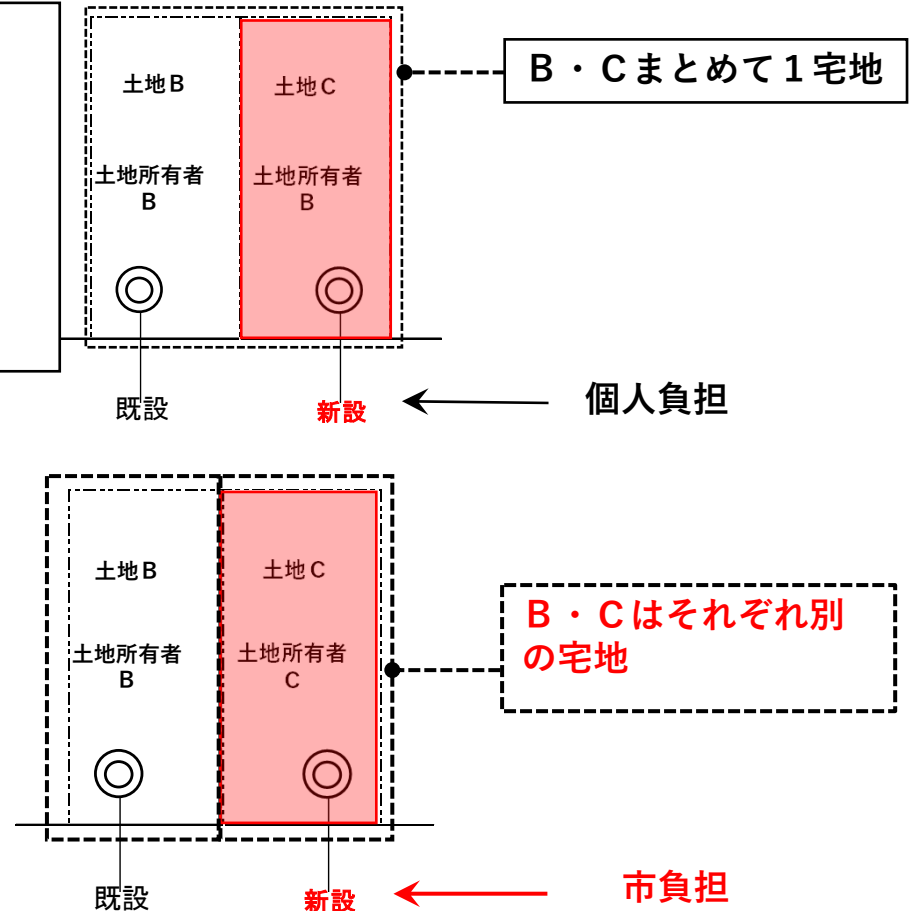
### 費用負担の例外

#### ① 土地の面積

- 1,500㎡～：2箇所
- 1,000㎡～：3箇所
- 1,500㎡～：4箇所
- 2,000㎡～：5箇所 (※5箇所が上限)



例②

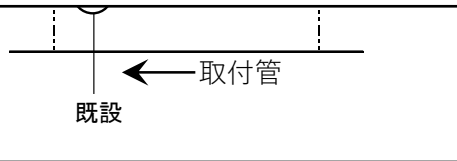


## (3) 公共ます等の費用負担について

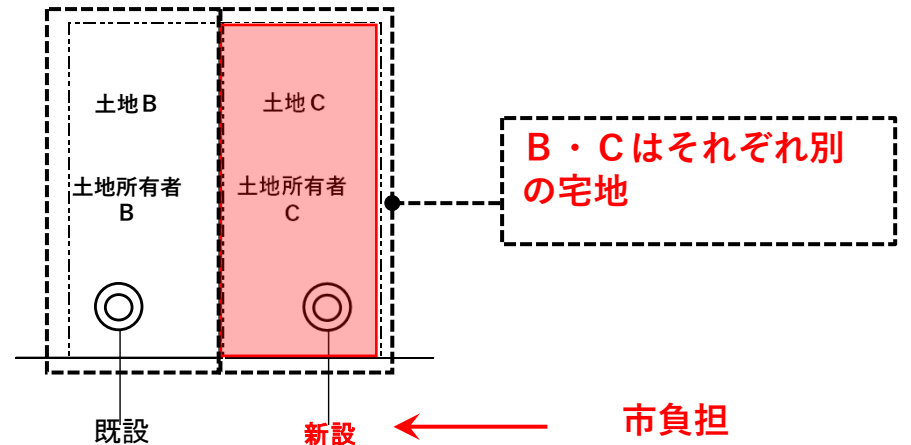
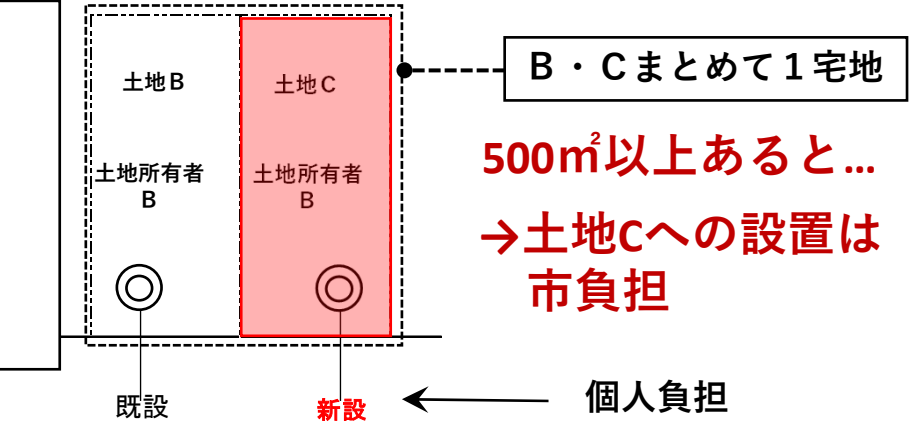
### 費用負担の例外

#### ① 土地の面積

- 1,500㎡～：2箇所
- 1,000㎡～：3箇所
- 1,500㎡～：4箇所
- 2,000㎡～：5箇所 (※5箇所が上限)



例②



## (4) 完了検査の予約について

- 大型物件、引渡し日が決まっている物件等で検査の日程調整が必要なものは事前予約可能。
- 検査予約は市職員に確認後入れること。

### 注意!!

- **検査日間際での日程変更をしない。**

## (5) その他注意事項

- 取付管設置を伴わない申請については、原則として、通知後の連絡はしません。
- 申請時に水道番号は未定だったものについては、水道番号が決まった後、**FAX**等で報告してください。
- 給湯器のドレン排水等については、汚水・雨水どちらかに排水していただいて構いません。

# 通知事項

- (1) 送付資料について
- (2) 新規供用開始予定区域について
- (3) 未接続家屋の多い区域について
- (4) 雨水貯留浸透施設設置  
補助金について
- (5) 工事抑制期間について

# 送付資料について

## 指定工事店個票

指定工事店個票		
指定番号	第 号	指定年月日
工事店名		
代表者名		
所在地		
電話番号	FAX	
メールアドレス		
所属組合		
入札資格	公共ます施工資格	取付管実績
単価契約	契約日	
専属責任技術者		
登録番号	氏名	住所
		有効期限

**工事店情報に変更がある場合は、  
指定工事店異動届の提出をお願いします！**

# 送付資料について

## 公共ます等設置工事単価契約についての意向確認書

令和6年度公共ます等設置工事単価契約についての意向確認書

安城市では、公共ます等の設置工事を行うために、「公共ます等設置工事契約書」の締結をしています。契約事務の軽減を図るため、御社の令和6年度の契約に対する意向を確認させていただきます。

契約の意向がある場合は、本意向確認書に記入の上、事務連絡会当日にご提出いただくようお願いいたします。

※注意事項

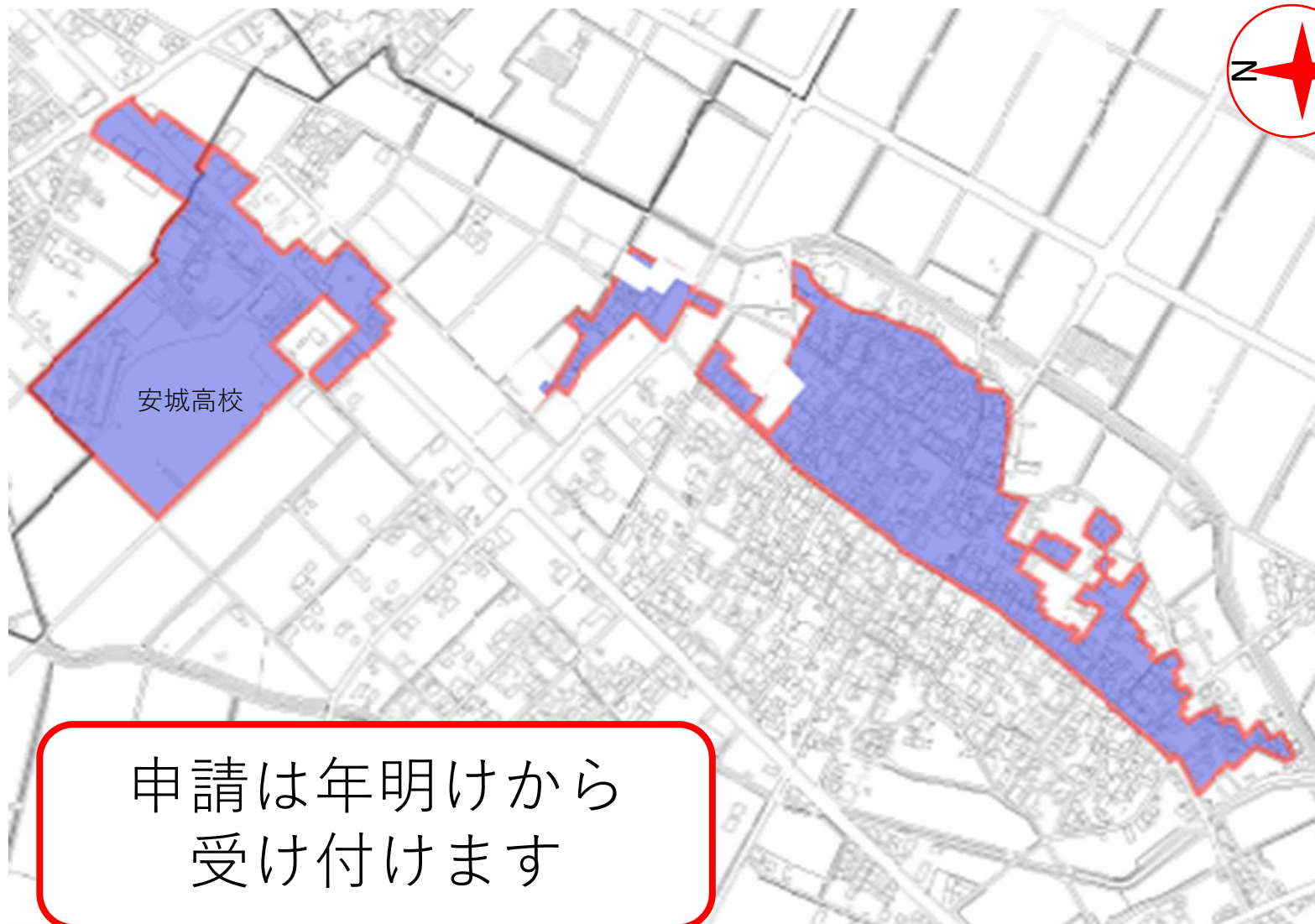
- ・年度途中でも契約できますが、締結までにお時間をいただきます。

令和6年度公共ます等設置工事単価契約の締結を希望します。

**F A X、郵送での  
提出も受付けます。  
提出期限:1/31 (水)**

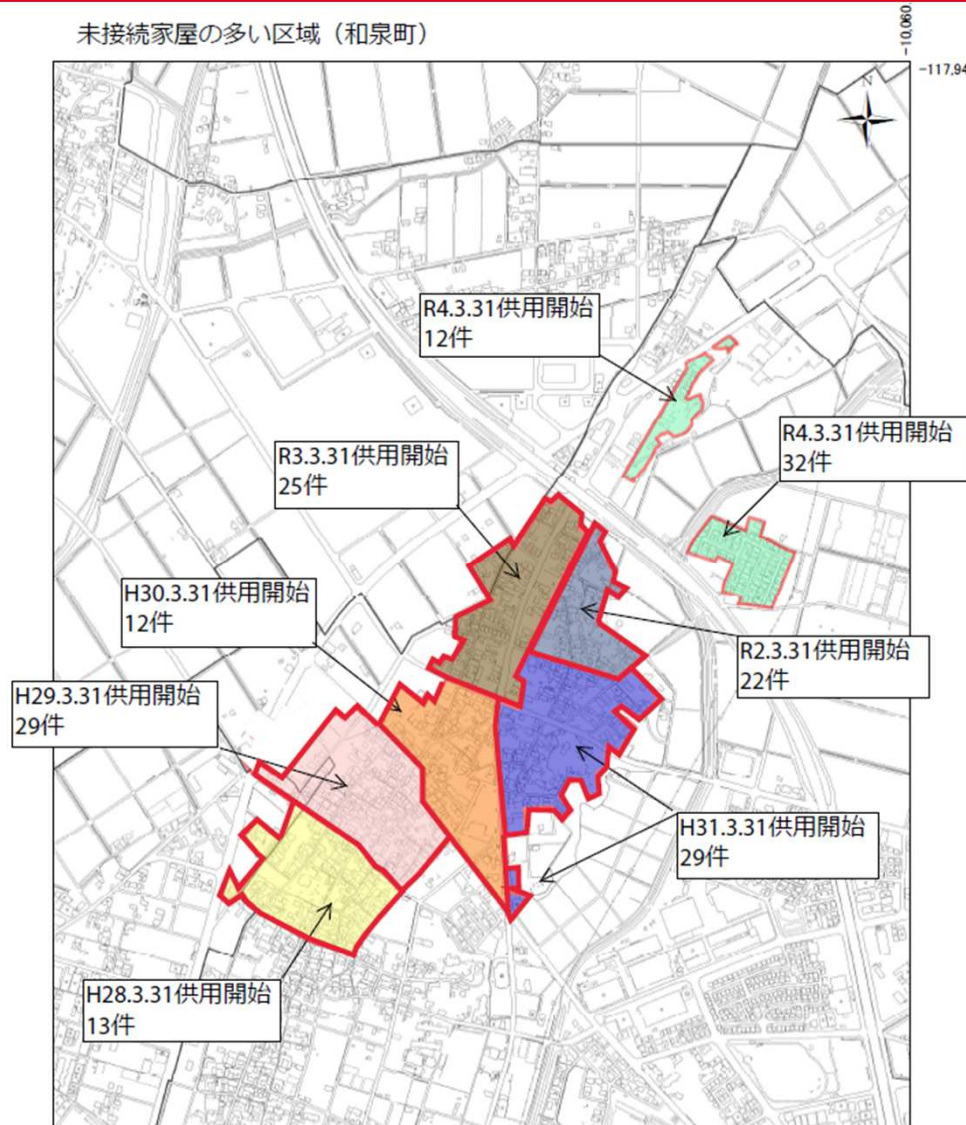


## R6.3.31 新規供用開始予定区域（赤松町、百石町）



# 未接続家屋の多い区域（和泉町）

未接続家屋の多い区域（和泉町）





# 雨水貯留浸透施設設置補助金について



**補助金の申請は排水設備等確認申請と同時にお願いします！**

### 補助金額一覧

施設名	条件	補助金額	窓口	備考	
市販雨水貯留槽 (雨水タンク)	100ℓ以上200ℓ未満	工事費の1/2	1基当たり限度額 18,000円	土木課	2基まで補助ができます。
	200ℓ以上	工事費の1/2	1基当たり限度額 25,000円		
浸透マス	詳しい条件は安城市のホームページをごらんください。	工事費の1/2	1基当たり限度額 9,000円	土木課	
浸透管		工事費の1/2	1m当たり限度額 3,000円		
浸透側溝		工事費の1/2	1m当たり限度額 8,000円		
雨水住別荘		工事費の1/2	1m <sup>2</sup> 当たり限度額 800円		
既存浄化槽転用雨水貯留槽	3m <sup>3</sup> 未満	工事費の2/3	1基当たり限度額 75,000円	下水道課	
	3m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	工事費の2/3	1基当たり限度額 100,000円		
	10m <sup>3</sup> 以上	工事費の2/3	1基当たり限度額 150,000円		

※複数の施設を組み合わせた場合の上限は最大15万円です。

### 手続きの流れ

補助金の申請 → 補助金の交付決定通知が送られてきます → 工事着手 → 工事完了 → 実績報告書の提出 → 検査 (市職員が確認をします) → 施設の機能維持に関する協定の締結 → 補助金の支払い

●申請される方  
●市役所

※補助の申請は商品の購入、工事を行う前に必ず行ってください。  
※借地の場合は、土地所有者の承諾が必要となります。

# 道路工事抑制期間について

県道新規工事

令和 5 年 1 2 月 1 6 日 (土) から

市道新規、継続工事・県道継続工事

令和 5 年 1 2 月 2 3 日 (土) から



令和 6 年 1 月 3 日 (水) まで

# 下水道使用料等

- (1) 下水道使用開始届について
  - ア 下水道使用開始届の提出
  - イ 各戸メーター付き集合住宅の  
下水道使用開始一覧
- (2) 井戸水等を使用する場合について
  - ア 井戸水等の使用届
  - イ 汚水量認定申告書

# (1) 下水道使用開始届について

## ア 下水道使用開始届の提出

下水道使用 開始・休止・廃止 届  
再開・変更

安城市長

注意 1 太枠の中のみ記入してください。  
2 該当する項目には、○印を付けてください。  
3 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、押印(※)してください。  
4 法人以外でも、本人(代表者)が書きたくない場合は、記名押印(※)してください。  
5 開始の場合は、下水道に接続後3日以内に提出してください。

※ボールペンで記入してください。

届出日	年	月	日
開始等の年月日	年	月	日
届出者	住所		
	氏名		
	電話		
指定工事店名	確認番号		
設置場所	安城市 町 番 号	水道番号	
届出区分	1 開始 2 休止 3 廃止 4 再開 5 変更	メータ番号	口径 mm
使用水及び汚水の種類	1 水道水 2 井戸水 ( 1 動力式 2 手動式 ) 3 その他 ( )		
使用人数	人 ( 戸 )	開始メータ指針等	m <sup>3</sup>

各戸メーターがある集合住宅について  
1 各戸メーターがある集合住宅の場合は、「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。  
2 「下水道使用開始届」を提出する時点で、各戸メーターが未設置のため、水道番号が付されていない場合は、一旦、部屋番号を記入した「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。

※この欄は休止又は廃止の場合のみ記入してください。

休止又は廃止の理由	1 住居等移転のため 2 その他 { }
移転先	住所 電話 ( ) -

調査欄 ここから下は記入しないでください。

調査・意見						
受付印	課長	主幹	補佐	保長	保	担当

根拠規定 安城市下水道管理規則 様式第9 (第10条関係)

◎**接続後3日以内の提出厳守** (休止時も同様)

◎3日以内に提出が難しい場合**FAXで提出**

◎その他注意事項

①外構工事など未完了でも**下水道接続工事が完了していれば提出必要**

②下水道接続済物件に水道メーターを追加した場合も提出必要

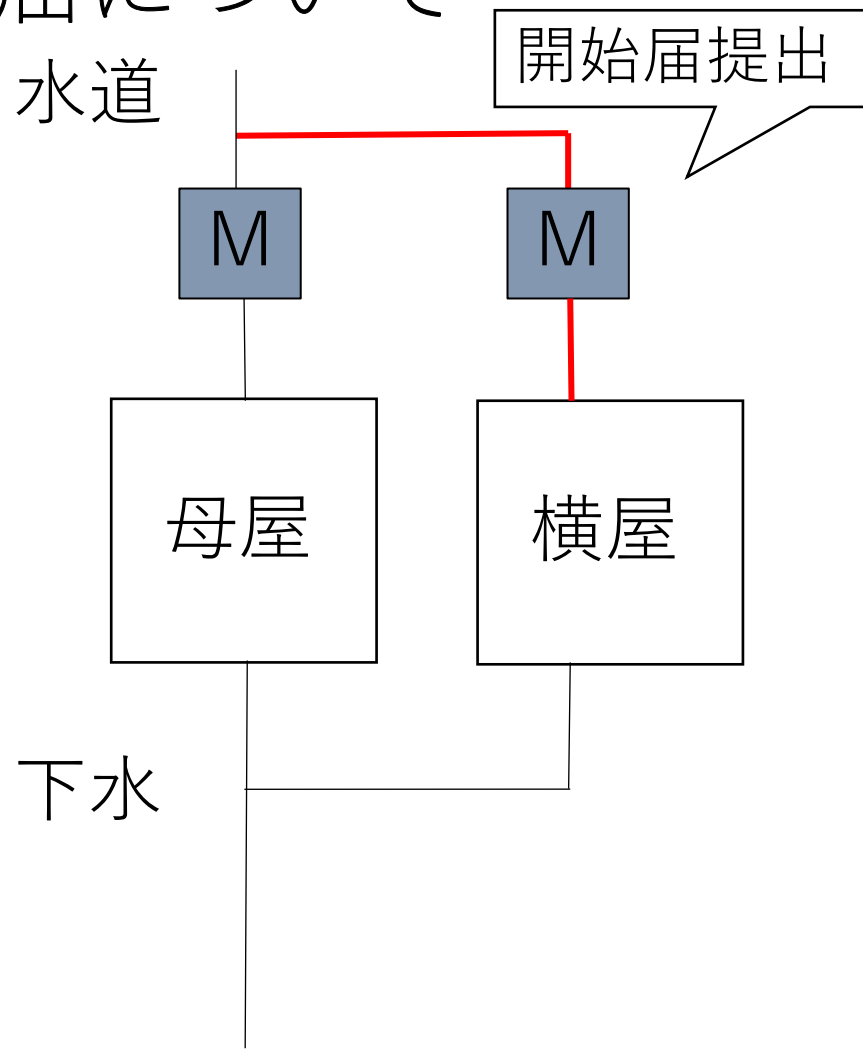
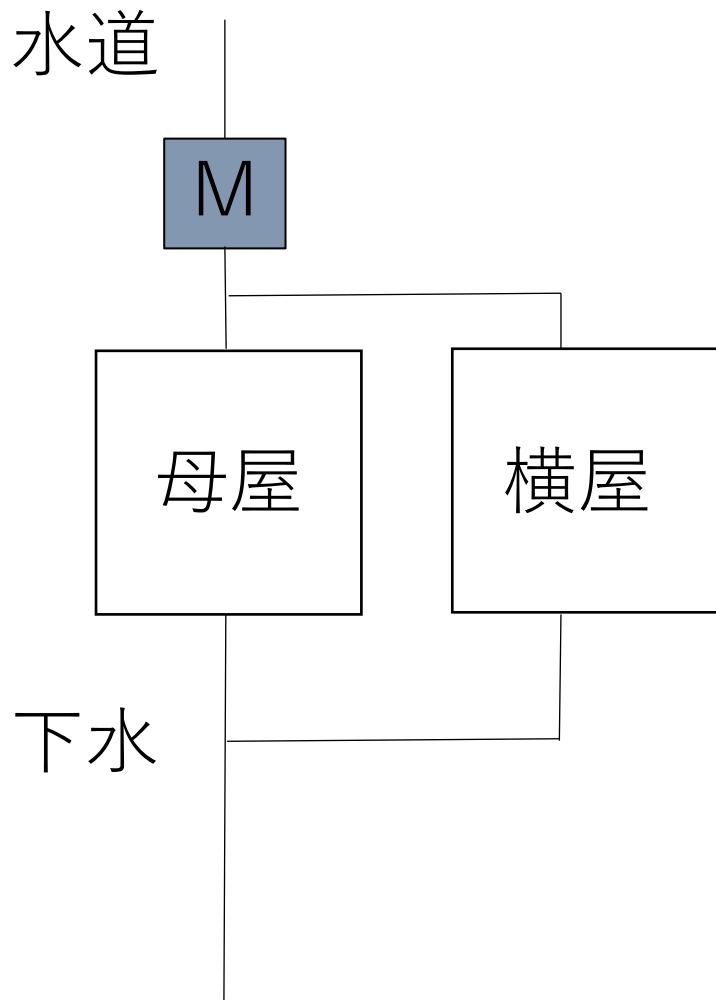
③確認申請上の水道番号が下水道接続済みでも提出必要

④水道メーターの指針は開始日の指針を小数点第1位まで記入

⑤休止・廃止する場合は理由を記入して提出

**※HPから様式をダウンロードできます。**

# (1) 下水道使用開始届について





# (1) 下水道使用開始届について

## ア 下水道使用開始届の提出

下水道使用 開始・休止・廃止 届  
 再開・変更

安城市長

注意 1 本枠の中のみ記入してください。  
 2 該当する項目には、○印を付けてください。  
 3 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、押印(印)してください。  
 4 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、署名押印(印)してください。  
 5 開始の場合は、下水道に接続後3日以内に提出してください。

※ボールペンで記入してください

届出日	年 月 日
開始等の年月日	年 月 日

届出者	住所	
	氏名 姓 名	
	電話	
指定工事店名	確認番号	
設置場所	安城市 町 番 号	水道番号
届出区分	1 開始 2 休止 3 廃止 4 再開 5 変更	メーター番号
使用水及び汚水の種類	1 水道水 2 井戸水 ( 1 動力式 2 手動式 ) 3 その他 ( )	
使用人数	人 ( 戸 )	開始メーター指針等 m <sup>3</sup>

各戸メーターがある集合住宅について  
 1 各戸メーターがある集合住宅の場合は、「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。  
 2 「下水道使用開始届」を提出する時点で、各戸メーターが未設置のため、水道番号が付されていない場合は、一旦、距離番号を記入した「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。

※この欄は休止又は廃止の場合のみ記入してください。

休止又は廃止の理由	1 住居等移転のため 2 その他 { }
移転先	住所 電話 ( ) -

調査欄 ここから下は記入しないでください。

調査・意見							
受付印		課長	主幹	補佐	係長	係	担当

根拠規定 安城市下水道管理規則 様式第9 (第10条関係)

◎接続後3日以内の提出厳守 (休止時も同様)

◎3日以内に提出が難しい場合FAXで提出

◎その他注意事項

①外構工事など未完了でも下水道接続工事が完了していれば提出必要

②下水道接続済物件に水道メーターを追加した場合も提出必要

③確認申請上の水道番号が下水道接続済みでも提出必要

④水道メーターの指針は開始日の指針を小数点第1位まで記入

⑤休止・廃止する場合は理由を記入して提出

※HPから様式をダウンロードできます。





# (2) 井戸水等を使用する場合について

## ア 井戸水等の使用届

井戸水等の使用届

安城市長

注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 該当する項目には、○印を付けてください。
- 3 届出者が個人の場合で、氏名を自署(本人が手書き)するときは、押印を省略することができます。
- 4 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、押印してください。

届出日		年 月 日	
開始日		年 月 日	
届出者	住所		
	氏名 <span style="float:right">④</span>		
	電話 ( ) -		
設置場所	安城市	水道番号	
揚水設備	動力式・手動式・その他 ( )		
世帯人数	人	形態	住宅・店舗・工場・その他
井戸水の使用状況 <small>(1か月あたりの認定水量になりますので、詳細に記入してください。)</small>	※別紙添付可  (例)風呂 200ℓ × 1日1回 × 30日 = 6,000ℓ		

調書欄

受付印	上記の届出に基づき、下記のとおり使用水量を認定してよろしいか。また、別紙のとおり認定結果を届出者あて通知してよろしいか。			
	1か月あたりの認定水量 m <sup>3</sup>			
	(根拠規定) 安城市下水道管理規則 第 条 項 号			
	課長	主幹	補佐	係長

◎井戸使用水量が少ないため、メーターを設置しない場合などに提出

◎井戸使用水量を使用者から聞き取る

◎井戸使用水量が変更する場合も提出

※井戸から水道へ下水の接続を切替えた場合

⇒井戸水等の廃止届と下水道使用開始届

を提出

※HPから様式をダウンロードできます。



つながる。かなえる。健幸のまち、安城

# (2) 井戸水等を使用する場合について

## 汚水量認定申告書

安城市長

注意: 該当する項目には、○印を付けてください。

		申告日	年	月	日
申告者	住所				
	氏名				
	電話 ( ) -				
使用場所	安城市	水道番号			
使用水及び汚水の種類	1 水道水 2 井戸水 ( 1 動力式 2 手動式 ) 3 その他		1 営業用汚水 2 工業用汚水 3 その他 ( )		
使用目的		使用人員		人	
排出期間	年 月 日から 年 月 日まで				
使用水量		汚水排水量		m <sup>3</sup>	
下水道に排出しない水の用途					

添付書類: 汚水排出量算定の根拠となる書類

調書欄: ここから下は記入しないでください。

汚水量認定調査	調査結果				
	汚水認定量	m <sup>3</sup>			
受付印	起案日	年	月	日	備考
	決定日	年	月	日	
(根拠規定) 安城市下水道管理規則 第 条 項 号					
	課長	主幹	補佐	係長	係

## イ 汚水量認定申告書

◎次のような場合に提出

- ① メーターを設置し井戸水等を使用する場合
- ② 水道水・井戸水以外の水を下水道に排出する場合
- ③ 下水道に排出しない水がある場合

※HPから様式をダウンロードできます。

つながる。かなえる。健幸のまち、安城

ご清聴  
ありがとうございました

